

同志社大学

# 評論・社会科学

社会学 社会福祉学 メディア学 産業関係学 教育文化学

《論 文》

誰にでも乗れる地下鉄にする運動をいかに評価すべきか  
——今日からみた意義——

廣野俊輔（1）

ポリテクセンターによる離職者訓練の運営と課題  
——ICTエンジニア科が生む包摂と排除の間隙——

霜永智弘（17）

ソーシャルワーカーの自己覚知における  
スピリチュアリティの気づきと変容に関する考察

羽鳥恵一（39）

居場所実践における支援の固有性に関する考察  
——支援と「居場所」づくりの関係に着目して——

佐々木瞳（65）

中国の社区居宅養老サービスの供給システムにおける  
ネットワークづくりの実態と課題  
——上海市の支援者へのインタビュー調査を通して——

孫心悦（85）

同志社大学社会学会

No. 148  
2024年3月

## 「評論・社会科学」編集規定・執筆要領

### 編集規定

1. (性格・名称) 本誌は、同志社大学社会学会の機関誌「評論・社会科学」Social Science Reviewと称する。
2. (目的) 本誌は、原則として社会学部専任教員の研究成果の発表にあてる。
3. (投稿資格)
  - 1) 社会学部・社会学研究科専任教員
  - 2) 社会学部・社会学研究科所属の客員研究員・客員教員
  - 3) 大学院社会学研究科博士課程（前期課程・後期課程）の学生
  - 4) 社会学部・社会学研究科設置科目担当の嘱託講師
  - 5) 社会学研究科博士課程（後期課程）に3年以上在学して予備審査に合格のうえ退学し、退学日から3年以内の者
  - 6) 編集委員会が適当と認めた者
4. (発行) 本誌は、原則として1年4回発行するものとする。
5. (内容) 本誌に、論文・研究ノート・書評・資料などの各欄を設ける。
6. (編集) 本誌の編集は、社会学会選出の編集委員が担当する。
7. (執筆要領) 本誌への原稿提出は所定の執筆要領による。
8. (査読)
  - 1) 社会学部専任教員および学会内外の有識者より若干名の査読委員を選出する。  
査読委員の任期は1年とする。
  - 2) 査読委員は、編集委員の求めに応じて原稿を査読する。
  - 3) 編集委員は、査読委員の意見をふまえ、編集にあたる。
9. (査読審査) 3) の投稿資格を有する者のうち、3) の後期課程の学生、および、5) に該当する者は査読審査を希望できる。
10. (投稿料) 非会員は会費相当額を支払う。

### 執筆要領

1. 本誌に発表する論文等は、未発表のものに限る。
2. 原稿の提出希望者は、あらかじめ編集委員会からのアンケートによって、各年度当初に年間の本誌該当号への提出希望と原稿の種類を記入する。
3. 原稿の長さは概ね400字原稿用紙100枚以内が望ましい。
4. ワープロ、パソコン使用（以上はフロッピー、原稿ともに提出）、手書き原稿のいずれも可とする。
5. 原稿は英文タイトルを付して提出する。論文・研究ノート・資料については英文要約（約180語）を併せて提出する。
6. 本誌に掲載された論文は、編集委員会の了承を経て他のメディアに掲載されることがある。

1997年4月1日施行  
1999年4月1日改正  
2001年7月4日改正  
2004年6月16日改正  
2005年9月14日改正  
2009年9月30日改正  
2016年6月7日改正  
2019年5月22日改正

# 同志社大学社会学会会則

2004年6月16日社会学会評議員会決定

改正 2005年4月13日

改正 2005年7月13日

改正 2007年5月30日

改正 2016年5月25日

改正 2018年5月23日

## 第1条

本会は同志社大学社会学会と称し、事務所を同志社大学社会学部内におく。

## 第2条

本会は社会学、社会福祉学、メディア学、産業関係学、教育文化学およびそれら関連諸学の研究を助成し、会員相互の学術研究の交流ならびに同志社大学の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条

本会は以下の会員をもって組織する。

1. 同志社大学社会学部に所属する教授、准教授、助教
2. 同志社大学社会学部および同志社大学大学院社会学研究科の学生
3. 評議員会が推薦した者

## 第4条

本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 機関誌『評論・社会科学』の刊行
2. 研究会および講演会の開催
3. その他必要な事業

## 第5条

本会に以下の役員をおく。

1. 評議員：社会学部に所属する教授、准教授、助教

2. 会長 1名：評議員の互選による  
3. 編集委員 5名：各学科1名、評議員の互選による

なお、委員長を委員の互選で定める

4. 会計委員 1名：評議員の互選による
5. 会計監査 1名：評議員の互選による
6. 学生委員 必要に応じておくことができる
7. 院生委員 必要に応じておくことができる

## 第6条

評議員を除く他の役員の任期は、会長、編集委員の2年以外はすべて1年とする。  
ただし、再任をさまたげない。

## 第7条

会員は下記の会費を納めることを要する。

1. 年額 5,000円

## 第8条

本会規則の改正変更は評議員会の決議による。

## 附則

1. この規則は2018年4月1日から施行する。

# 評論・社会科学 第148号

(非売品)

2024年3月25日 印刷

2024年3月31日 発行

編集・発行 同志社大学社会学会

〒602-0047 京都市上京区新町通今出川上ル  
TEL 075-251-3441 FAX 075-251-3041

会長 吉田 亮 (教育文化学科)

編集委員長 山田 礼子 (教育文化学科)

編集委員 Mattias van Ommen (社会学科)

廣野 俊輔 (社会福祉学科)

水出 幸輝 (メディア学科)

三吉 勉 (産業関係学科)

印 刷 協 和 印 刷 株 式 会 社

〒615-0052 京都市右京区西院清水町13  
TEL 075-312-4010 FAX 075-312-4011

DOSHISHA UNIVERSITY  
HYORON SHAKAIKAGAKU  
SOCIAL SCIENCE REVIEW

## CONTENTS

《Articles》



THE ASSOCIATION OF SOCIAL STUDIES  
DOSHISHA UNIVERSITY  
KYOTO JAPAN

No. 148  
March 2024